

住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失するおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～



ふじみ野市PR大使ふじみん

令和7年4月版

住居確保給付金とは

一定の要件を満たす方に対する住まいの確保を目的とした給付金です。

★ 住居確保給付金は生活困窮者自立支援法に基づく給付金です。

家賃補助 →就職活動を支えるため

仕事を辞めたことなどで収入が減少し、家賃の支払いにお悩みの方に再就職に向けた活動※1をおこなうことなどを要件として、家賃額※2を補助します。

※1 自営業の方は経営の改善に向けた活動のサポートになる場合があります。

※2 家賃額（実際の家賃額）…共益費、管理費等は対象外

対象となる方：

- ①仕事を辞めてから/事業を廃止してから2年以内の方
- ②自分の責任や都合ではない理由で休業などにより、収入が減った方

＜支給額＞ 次の表を上限として、収入に応じて調整された額を支給

世帯人数	上限額（住宅扶助額）
1人	43,000円
2人	52,000円
3人以上	56,000円

表1

申請日の属する月の世帯全員の収入の合計額が、表2にある基準額以下又は収入基準額以下である方。

- 世帯全員の収入が基準額以下の方は、住居確保給付金支給額は実際の家賃額。
※実際の家賃額（住宅扶助額が上限）…家賃相当分（共益費、管理費等は対象外）
- 世帯全員の収入が基準額を超え、収入基準額以下の方
$$\text{支給額} = \text{基準額} + \text{※実際の家賃額} - \text{月の世帯全員の収入合計額}$$

住居確保給付金支給額の限度額は世帯人数により異なる（P1の表1）

<支給期間> 3か月間
 （一定の条件により3か月毎、9か月までの範囲内で延長が可能）

<支給方法> 市から不動産会社等へ代理納付

<支給要件>

1 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した又はそのおそれがある。

2 以下のイ又はロに該当する。

- イ 申請日において、離職、廃業の日から2年以内である。
 （ただし疾病、負傷、育児などの事情により、30日以上求職活動を行うことができなかった場合は、2年加算した期間とし、その加算された期間が4年超える時は4年とする。）
- ロ 給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある。

3 以下のイ又はロに該当する。

- イ 離職等の前に、申請者が主たる生計維持者であった。
- ロ 申請日の属する月に、申請者が主たる生計維持者であった。

4 申請日の属する月の世帯全員の収入の合計額が、次の表2で示す収入基準額以下である

※給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額から交通費を除いて算定する。

表2

世帯人数	基準額		収入基準額（基準額＋実際の家賃額）	
1人	81,000円	＋ 実際の家賃額 （実際の家賃額が上限額を下回る場合は実額）	81,000円＋実際の家賃額（上限43,000円）	124,000円
2人	123,000円		123,000円＋実際の家賃額（上限52,000円）	175,000円
3人	157,000円		157,000円＋実際の家賃額（上限56,000円）	213,000円
4人	194,000円		194,000円＋実際の家賃額（上限56,000円）	250,000円
5人	232,000円		232,000円＋実際の家賃額（上限56,000円）	288,000円

5 申請日において世帯全員の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である

世帯人数	金融資産
1人	486,000円
2人	738,000円
3人	942,000円
4人以上	1,000,000円

表3

- 6 ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う。
- ①ハローワークの職業相談 毎月2回以上
 - ②「よりそい」の支援員等による面接等の支援 毎月4回以上
 - ③求人先への応募、求人先の面接 原則週1回以上
- 7 国の雇用施策による給付及び、地方自治体等が実施する住居確保を目的とした類似の給付等を受けていない。
- ※定期的に支給される雇用保険の失業保険給付、公的年金、親族などからの継続的な仕送りは収入に含む。児童扶養手当、児童手当等各種手当、貸与型・給付型奨学金等の特定の目的のために支給される手当・給付、各種保険金については算定しない。)
- 8 世帯全員のいずれもが暴力団員ではない。



ふじみ野市PR大使ふじみん

住居確保給付金 家賃補助の申請をするために必要なもの

- 1 生活困窮者住居確保給付金支給申請書
- 2 住居確保給付金申請時確認書(省令第11条第1項1号の規定による支給)
- 3 本人確認書類
運転免許証、個人番号カード、一般旅券、各種福祉手帳・健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写しなど
- 4 離職等又は収入減少を証明する書類(2年以内)
離職票、雇用保険受給資格者証、退職証明書、廃業届等
- 5 現在住んでいる賃貸借契約書の写し
- 6 入居住宅に関する状況通知書
- 7 世帯全員の収入が分かる書類の写し
給与明細書、預貯金通帳、年金振込額通知書、雇用保険の失業給付等雇用保険受給資格証明書など手当等金額の確認できる書類
- 8 世帯全員の資産が分かる書類の写し
預貯金の通帳→申請月を含む前3か月分・最終給料の振込月
見開きページ(店番、支店名、口座番号、氏名の記載されているページ)
- 9 求職申込み・雇用施策利用状況確認票
- 10 ハローワーク受付票の写し
- 11 電気、ガス、水道、携帯電話料金の支払い状況が確認できるものの写し



ふじみ野市PR大使ふじみん

住居確保給付金の申請から決定まで

1 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を「よりそい」に提出してください。
- 入居住宅の貸主との調整
「入居住宅に関する状況通知書」は、不動産業者等に住居確保給付金の支給申請をすることを伝え、記載してもらい交付を受けてください。
- 公共職業安定所（ハローワーク）での求職申込みと他施策利用状況の確認
ハローワークにて求職申込みを行い、求職申込み・雇用施策利用状況確認票に記載してもらい交付を受けてください。

2 住居確保給付金の審査・決定

- 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて「常用就職届」、「職業相談確認票」、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が交付されます。
- 入居している住宅の不動産会社等に対して「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出してください。
- 住居確保給付金は市から不動産会社等へ直接振り込まれます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

生活費が必要な方は

社会福祉協議会では、住居確保給付金受給中の生活費の準備が困難な方を対象とした、「生活福祉資金貸付制度（総合支援資金）」があります。利用するためには要件等がありますので、詳細はふじみ野市社会福祉協議会へお問い合わせください。

住居確保給付金 受給中の義務

支給期間中は、ハローワークの利用、「よりそい」の支援員の助言、その他様々な方法により常用就職に向けた求職活動を行ってください。

- 1 ハローワークの職業相談は、毎月2回以上行ないます。「職業相談確認票」にハローワーク担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入、確認印を受けます。
- 2 「よりそい」の支援員等による面接等の支援は、毎月4回以上受けます。「職業相談確認票」を提示しハローワークにおける職業相談状況を報告するとともに、その他の求職活動の状況を報告します。
- 3 求人先への応募、求人先の面接は原則週1回以上行ないます。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。支援員との面接の際に、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を提示し、「よりそい」に報告してください。
- 4 さらに、上記に加え、「よりそい」が策定した支援プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- 1 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を「よりそい」へ提出してください。
- 2 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、「よりそい」に毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- 1 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで延長することが可能です。
(要件) ・受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っている。
・世帯の収入と預貯金が一定額以下である。
- 2 住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金分かる書類を準備して、「よりそい」へお越しください。

支給額を変更できる場合があります

- 1 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・収入があることから一部支給を受けていた方であって受給中に収入が減少し基準額以下に至った場合
 - ・受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、「よりそい」の指導により市内での転居が適当である場合
- 2 支給額を変更する場合には申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、「よりそい」へお越しください。

住居確保給付金を中止する場合があります

- 1 毎月2回以上のハローワークでの就職相談、毎月4回以上の「よりそい」の支援員等による面接等又は原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等の求職活動を怠る方
- 2 「よりそい」が策定した支援プランに従わない場合
- 3 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が一定額を超えた場合は、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。
- 4 受給中に常用就職したこと及びその就職による収入の報告を怠った場合
- 5 住宅を退去した者（不動産会社等からの要請の場合、「よりそい」の指示による場合を除く）
- 6 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合
- 7 受給者及び受給者と同じ世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合
- 8 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合
- 9 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金 家賃補助の再支給について

- 1 住居確保給付金は、原則ひとり1回の支給です。
- 2 ただし、住居確保給付金を受け常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や、会社が倒産した場合に限り、再度支給を受けることができます。
以前住居確保給付金 家賃補助の支給を受けていた最終月の翌月から1年経過している場合に限ります。
- 3 あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

住居確保給付金 家賃補助を徴収する場合があります

住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付を市が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することになります。

資産、収入の状況等を調査することがあります

住居確保給付金の支給に関して必要な範囲で、資産又は収入の状況につき官公署、銀行、事業主等に対して資料の提供や報告を求めることがあります。また、居住する賃貸住宅の不動産会社等に入居状況について報告を求めることがあります。

転居費用補助 →家計の立て直しのため

収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助します。

- 対象となる方：
- 例 ①配偶者と死別し世帯の年金収入が減少した高齢者
②病気等で離職し就労収入が増やすことが難しい者 など

＜支給額＞ 次の表を上限として、支給対象経費を支給(住宅扶助額×3)

表4

世帯人数	上限額
1人	129,000円
2人	156,000円
3人以上	168,000円

＜支給対象経費＞

表5

転居費用の支給対象となる経費	転居費用の支給対象とならない経費
・ 転居先への家財の運搬費用 ・ 転居先の住宅に係る初期費用(礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料) ・ ハウスクリーニングなどの原状回復費用(転居前の住宅に係る費用を含む) ・ 鍵交換費用	・ 敷金 (申請者本人へ返還される可能性があるため対象外) ・ 契約時に払う家賃(前家賃) ・ 家財や設備(風呂釜、エアコン等)の購入費

＜支給方法＞ 原則として市から不動産会社等へ代理納付

＜支給要件＞

- 1 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、または離職、休業等により世帯収入額が著しく減少し、離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した又はそのおそれがある。
- 2 申請日に属する月に、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内である。
- 3 申請日の属する月に、申請者が主たる生計維持者であった。
- 4 申請日の属する月の世帯全員の収入の合計額が、次の表6で示す収入基準額以下である
- ※給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額から交通費を除いて算定する。

表6

世帯人数	基準額		収入基準額（基準額＋実際の家賃額）	
1人	81,000円	＋ 実際の家賃額 （実際の家賃額が上限額を下回る場合は実額）	81,000円＋実際の家賃額（上限43,000円）	124,000円
2人	123,000円		123,000円＋実際の家賃額（上限52,000円）	175,000円
3人	157,000円		157,000円＋実際の家賃額（上限56,000円）	213,000円
4人	194,000円		194,000円＋実際の家賃額（上限56,000円）	250,000円
5人	232,000円		232,000円＋実際の家賃額（上限56,000円）	288,000円



5 申請日において世帯全員の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

表7

世帯人数	金融資産
1人	486,000円
2人	738,000円
3人	942,000円
4人以上	1,000,000円

6 家計改善支援を受ける。

7 国の雇用施策による給付及び、地方自治体等が実施する転居の支援を目的とした類似の給付等を受けていない。

※定期的に支給される雇用保険の失業保険給付、公的年金、親族などからの継続的な仕送りは収入に含む。児童扶養手当、児童手当等各種手当、貸与型・給付型奨学金等の特定の目的のために支給される手当・給付、各種保険金については算定しない。)

8 世帯全員のいずれもが暴力団員ではない。



住居確保給付金 転居費用補助の申請をするために必要なもの

- 1 生活困窮者住居確保給付金支給申請書
- 2 住居確保給付金申請時確認書(省令第11条第1項2号の規定による支給)
- 3 本人確認書類
運転免許証、個人番号カード、一般旅券、各種福祉手帳・健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写しなど
- 4 2年以内に世帯収入額が著しく減少をしたことが確認できる書類の写し
- 5 同一世帯の死亡、または離職、休業したことが確認できる書類の写し
- 6 現在住んでいる賃貸借契約書の写し
- 7 世帯全員の収入が分かる書類の写し
給与明細書、預貯金通帳、年金振込額通知書、雇用保険の失業給付等雇用保険受給資格証明書など手当等金額の確認できる書類
- 8 世帯全員の資産が分かる書類の写し
預貯金の通帳→申請月を含む前3か月分・最終給料の振込月
見開きページ(店番、支店名、口座番号、氏名の記載されているページ)
- 9 住居確保給付金要転居証明書
- 10 居住維持費用関係書類(持家の場合のみ)
- 11 電気、ガス、水道、携帯電話料金の支払い状況が確認できるものの写し

※申請から決定まで・再支給・不適正受給への対応等は住居確保給付金 家賃補助の要件と同様になります。

＜お問い合わせ先＞

ふじみ野市ふくし総合相談センターよりそい

TEL：049-262-8130

FAX：049-261-3840



ふじみ野市PR大使ふじみん